

プール使用料

区 分		午前	午後	
		9:00～12:00	13:00～17:00	
屋 外 プ ー ル	個 人 使 用 (1 人 当 た り)	大 人	円 300	円 400
		小 人	150	200
	団 体 使 用 (1 人 当 た り)	大 人	240	320
		小 人	120	160
屋 奈 良 市 温 水 プ ラ ザ ー マ	個 人 使 用 (1 人 当 た り)	大 人	1回につき	600
			回数券(11回分)	6,000
		小 人	1回につき	300
			回数券(11回分)	3,000
	独 占 使 用		1時間につき	15,000
	部 分 使 用 (競 泳 用 プ ー ル の 2 分 の 1 未 満 の 部 分 又 は 小 プ ー ル の み を 使 用 す る 場 合)		1時間につき	7,500
屋 奈 良 市 西 部 温 生 涯 ス ポ ー ツ セ ン タ ー	個 (1 人 人 当 使 た り 用)	大 人	2 時 間 以 内 の 場 合	800
			2 時 間 を 超 え る 場 合	800円に2時間を超える時間30分までごとに200円を加えた額
		小 人	2 時 間 以 内 の 場 合	400
			2 時 間 を 超 え る 場 合	400円に2時間を超える時間30分までごとに100円を加えた額
	独 占 使 用		1時間につき	16,000
	部 分 使 用 (競 泳 用 プ ー ル の 2 分 の 1 未 満 の 部 分 又 は 小 プ ー ル の み を 使 用 す る 場 合)		1時間につき	8,000
			前払回数券(8,800円分)	8,000

備考

- 「団体」とは、30人以上で責任者に引率されたものをいう。
- 「小人」とは、3歳以上6歳以下の者並びに小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者をいい、「大人」とは、15歳以上の者で小人以外のものをいう。
- 「1回」とは、2時間以内における継続する使用をいう。
- 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護を行う者が使用する場合は、無料とする。
- 前払回数券は、奈良市西部生涯スポーツセンター体育館トレーニング室にも使用できるものとする。
- 奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プールを個人使用する場合において、2時間を超える使用時間に係る使用料は、第5条第2項の規定にかかわらず、後納とする。
- 備品その他の使用料については、規則で定める。